

処 分 基 準

令和 8 年 8 月 3 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 75 条第 2 項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原 権 者（委任先）： 長崎県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 75 条第 1 項（自動車の使用者の義務等） 道路交通法施行令第 26 条の 6（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：長崎県警察本部交通部交通指導課取締・暴走族対策係 電話 095-820-0110 （内線 5136）
備 考：

別紙

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 下命・容認に係る使用制限

法第 75 条第 2 項の規定に基づき、長崎県公安委員会が自動車の使用者に対して、自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。

(2) 処分対象行為

道路交通法施行令（以下「令」という。）第 26 条の 6 第 1 号及び第 2 号に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

(3) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去 1 年以内に、道路交通法（以下「法」という。）第 117 条の 2 第 2 項第 1 号若しくは第 2 号、法第 117 条の 2 の 2 第 2 項若しくは、法第 118 条第 2 項第 3 号（法第 75 条第 1 項第 5 号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去 1 年以内に 2 回以上、法第 118 条第 2 項第 3 号（法第 75 条第 1 項第 2 号に係る部分に限る。）若しくは第 4 号、第 119 条第 2 項第 4 号若しくは法第 119 条の 2 の 4 第 2 項の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者が、当該違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけたこと。

(4) 使用者等

自動車の使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者をいう。

(5) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去 1 年以内に、下命・容認に係る使用制限又は法第 75 条の 2 第 1 項に規定する指示に係る使用制限（以下「指示に係る使用制限」という。）若しくは法第 75 条の 2 第 2 項に規定する納付命令に係る使用制限（以下「納付命令に係る使用制限」という。）を受けたことをいう。

2 期間の計算

(1) 下命・容認に係る使用制限の処分期間は、当該処分が行われた日から起算し、期間の末日の終了をもって満了するものとする。

(2) 令第 26 条の 6 第 2 号の表の下欄中「過去 1 年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去 1 年以内にあるものについて計算するものとする。

また、1 年間は、365 日とするものとする。

3 聴聞

下命・容認に係る使用制限を行おうとするときは、行政手続法の区分によれば弁明の機会の付与を行うこととなるが、手続保障の観点から、聴聞の手続をとることとされている（法第 75 条第 4 項から第 8 項まで）。

4 下命・容認に係る使用制限の対象自動車

下命・容認に係る使用制限の対象となる自動車は、使用者が使用する自動車であり、かつ、下命・容認に係る使用制限の事由となる運転者の違反行為に用いられた自動車である。

5 処分が競合する場合等における取扱い

(1) 下命・容認に係る使用制限と指示又は納付命令に係る使用制限が競合する場合同一の自動車に係る同一の違反行為について、下命・容認に係る使用制限の要件と指示又は納付命令に係る使用制限の要件の両方を同時に満たすときは、軽減前の量定が最も重いこととなる要件に従って処分するものとする。

(2) 処分中に当該処分に係る違反行為が行われた場合

下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の期間中であるにもかかわらず、当該処分に係る自動車の使用者が当該処分に係る自動車を運転者に運転させ、当該運転者が当該処分に係る違反行為をし、下命・容認に係る使用制限又は指示若しくは納付命令に係る使用制限の要件を満たすこととなった場合には、これらの規定による処分は、当初の使用制限の期間が満了した後に執行するものとする。

6 処分量定の基準

(1) 令第 26 条の 6 に規定する下命・容認に係る使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

(2) 処分対象行為等に付する基礎点数

ア 処分対象行為に付する基礎点数

処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表 1 に掲げるとおりとする。

イ 処分事情に付する点数

(ア) 処分事情のうち、前記Ⅰ(3)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表Ⅰに掲げる点数を付するものとする。

(イ) 処分事情のうち、前記Ⅰ(3)イに掲げる事情については、別表Ⅱに掲げる点数を付するものとする。

(ウ) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記Ⅰ(3)アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、使用者等の下命又は容認ごとにⅠ回として数えるものとする。

(3) 処分量定の方法

ア 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

イ 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表Ⅲに掲げるとおりとする。

(4) 政令で定める基準との関係

前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第26条の6の処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

(5) 処分の軽減等

ア 前記Ⅰの2(3)アに掲げる処分事情についての点数の付与は、自動車の運転者の違反行為が現認されなかったものについては、処分対象行為が行われた日を起算日として過去1月以内に運転者の違反行為が行われたもののみについて、行うものとする。

イ 処分前歴がなく、かつ、法令違反のみに係る事案については、次に掲げる範囲内で処分量定を行うものとする。

(ア) 自動車1台当たりの処分期間は、令第26条の6に規定されている処分期間の上限の2分の1を超えないものとする。

(イ) 1事業所における処分台数は、当該処分時における稼働台数の20パーセント以下とする。ただし、稼働台数10台未満の場合は1台とする。

ウ 次に掲げる事情がある場合であって、当該事業所における安全運転管理に顕著な改善があると認められるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

(ア) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

(イ) 処分前歴がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業

活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

(ウ) その他情状酌量すべき事情がある場合

- (3) 処分事情として評価される下命又は容認行為に係る自動車又は自動車の運転者は、当該下命・容認に係る使用制限に係る自動車又は自動車の運転者であることを要しない。

別表Ⅰ

処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

区 分		点 数
酒	酔 い 運 転	3 6 点
麻	薬 等 運 転	3 6 点
無	免 許 運 転	2 6 点
無	資 格 運 転	1 6 点
酒	気 帯 び 運 転	1 6 点
過	労 運 転 等	1 6 点
速	度 超 過	6 点
放	置 駐 車 違 反	6 点
積載物重量制限 超 過	1 0 割以上	6 点
	5 割以上 1 0 割未満	4 点
	5 割未満	2 点
積 載 物 大 き さ 制 限 超 過		2 点
積 載 方 法 制 限 超 過		2 点

(備考)

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 「酒酔い運転」とは、法第 65 条第 1 項の規定に違反して酒に酔った状態（身体に血液 1 ミリリットルにつき 1.0 ミリグラム以上又は呼気 1 リットルにつき 0.5 ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 「麻薬等運転」とは、法第 66 条第 1 項の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 条）第 32 条の 2 の規定する物の影響に

より正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

3 「無免許運転」とは、法第 64 条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。

4 「無資格運転」とは、法第 85 条第 5 項から第 10 項までの規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。

5 「酒気帯び運転」とは、法第 65 条第 1 項の規定に違反して、身体に血液 1 ミリリットルにつき 1.0 ミリグラム未満の範囲内又は呼気 1 リットルにつき 0.5 ミリグラム未満の範囲内において令第 44 条の 3 に定める程度以上にアルコールを保有する状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

6 「過労運転等」とは、法第 66 条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう（2 に規定する行為を除く）。

7 「速度超過」とは、法第 22 条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

8 「放置駐車違反」とは、法第 44 条第 1 項、法第 45 条第 1 項若しくは第 2 項、法第 47 条第 2 項若しくは第 3 項、法第 48 条、法第 49 条の 3 第 3 項、法第 49 条の 4 又は法第 75 条の 8 第 1 項の規定に違反する行為のうち、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又はその行為をした場合において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の下命又は容認行為をいう。

9 「積載物重量制限超過」とは、法第 57 条第 1 項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

10 「積載物大きさ制限超過」とは、法第 57 条第 1 項の規定に違反して積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

11 「積載方法制限超過」とは、法第 57 条第 1 項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

別表 2

交通事故に付する点数

交通事故の種別	点 数
死 亡 事 故	4 0 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	3 0 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	2 0 点
傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）	1 0 点

(備考)

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「死亡事故」とは、人の死亡の原因となった交通事故をいう。
- 2 「傷害事故」とは、他人を傷つける原因となった交通事故をいう。
- 3 「負傷者の治療期間」は、負傷者の数が二人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間とする。
- 4 「後遺障害」とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）第1条又は第2条に定める程度のものをいう。

別表 3

処分期間の量定基準

区分 点数	前歴なし	前歴1回	前歴2回	前歴3回 以 上
6～10点		20日	40日	60日
11～15点	10日	30日	50日	70日
16～20点	20日	40日	60日	80日
21～25点	30日	50日	70日	90日
26～30点	40日	60日	80日	100日
31～35点	50日	70日	90日	110日
36～40点	60日	80日	100日	120日
41～45点	70日	90日	110日	130日
46～50点	80日	100日	120日	140日
51～55点	90日	110日	130日	150日
56～60点	100日	120日	140日	160日
61～65点	110日	130日	150日	170日
66点以上	120日	140日	160日	180日